

佐賀県知事選挙

そうだ、投票に行こう！



期日前投票は 12 月 4 日（金）から

問 基山町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 92-7915

投票日時 12 月 20 日（日） 午前7時～午後8時

期日前投票 日時：12 月 4 日（金）～19 日（土） 午前8時30分～午後8時

場所：基山町役場 ※役場が閉庁となる土・日曜日も受け付けます。

投票時に必要なもの 入場券（入場券は郵送します。紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。）

今回の選挙で投票できる人（①～③の条件を満たす人）

- ① 満 18 歳以上（平成 20 年 12 月 21 日以前の出生）の人
- ② 引き続き 3 ヶ月以上（令和 8 年 9 月 2 日以前から）本町の住民基本台帳に登録されている人
- ③ 選挙人名簿に登録されている人

※条件を満たす方であっても、令和 8 年 12 月 20 日までに本町から転出された方（県内の他の市町に引き続き異動した方は転出先の証明書があれば投票可）は投票できません。また、入場券が郵送されてきても投票日当日に転出されている方は投票できません。

※令和 8 年 9 月 3 日以降に転入された方は投票ができません。ただし、転入前の住所地が県内で、引き続き異動した方は投票できますので、基山町選挙管理委員会へ証明書の申請をしてください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日、投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。また、当日の混雑緩和のため、期日前投票をご検討ください。

不在者投票について

仕事や旅行などで、投票日や期日前投票期間中に基山町の投票所に行くことができない人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

指定病院、指定老人ホーム等での不在者投票、郵便等による不在者投票について

■指定病院、指定老人ホーム等での不在者投票

・不在者投票ができる人

都道府県選挙管理委員会の指定する病院に入院、指定老人ホーム等に入所している選挙人で不在者投票事由に該当する人

・投票用紙の請求方法

不在者投票をしようとする選挙人は、選挙管理委員長に対して自ら請求するか、指定病院等の長または代理人が選挙の期日の前日までに請求します。

・投票の方法

指定病院等で不在者投票を行う、または現に所在する地の市町村の選挙管理委員会では不在者投票を行います。

■郵便等による不在者投票(事前の申請が必要となります)

・身体に重度の障害がある次の人は自宅で郵便等による不在者投票ができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹、移動機能の障がい	1 級・2 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1 級・3 級
免疫、肝臓の障がい	1 級・2 級・3 級

②戦傷病者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹の障がい	特別項症・第 1 項症・第 2 項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第 1 項症・第 2 項症・第 3 項症

③介護保険の要介護者で要介護 5 の認定を受けている人



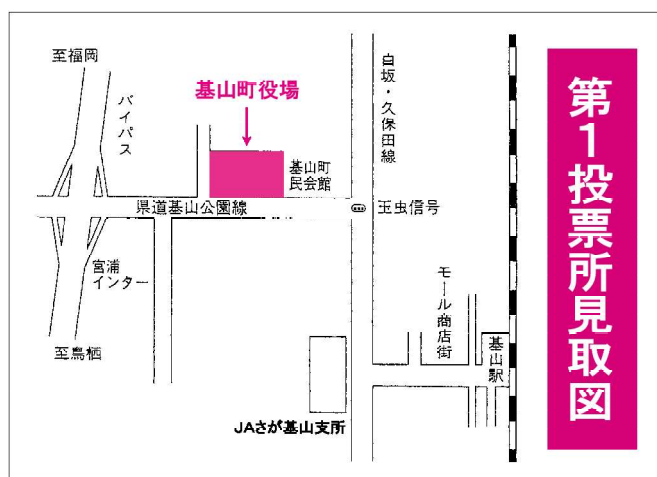
選挙期日（12月20日）の投票所

次の場所で午前7時から午後8時まで投票できます。

☎ 基山町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 92-7915

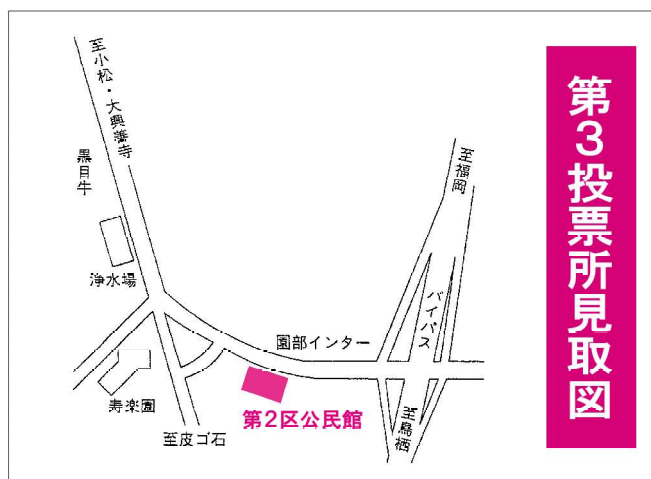
入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

投票区	投票所	対象区域
1	基山町役場	3区（上町上第1・第2、グレースフル基山駅を除く）、12区
2	第1区公民館	1区
3	第2区公民館	2区
4	第4区公民館	4区
5	若基小コスモス教室	6区、14区、15区、16区、17区
6	第13区公民館	10区、13区
7	第8区公民館	5区、8区、上町上第1・第2、グレースフル基山駅
8	第7区公民館	7区（西長野を除く）
9	第11区公民館	11区、西長野
10	基山町福祉交流館	9区

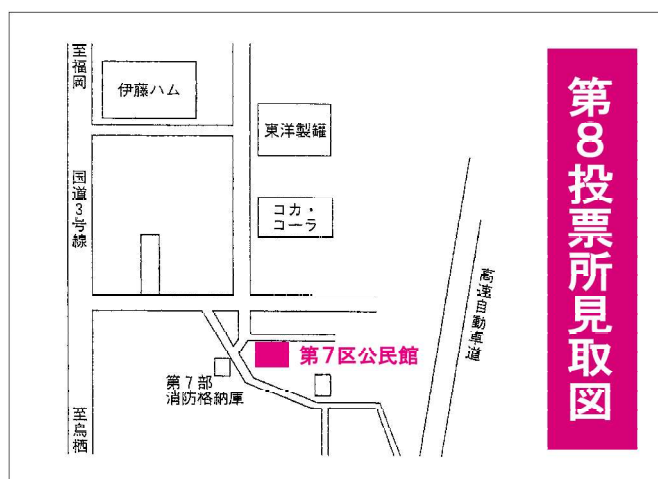




第7投票所見取図



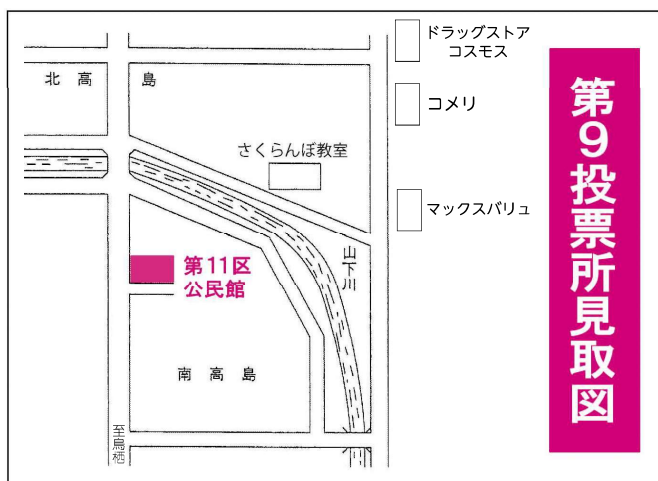
第3投票所見取図



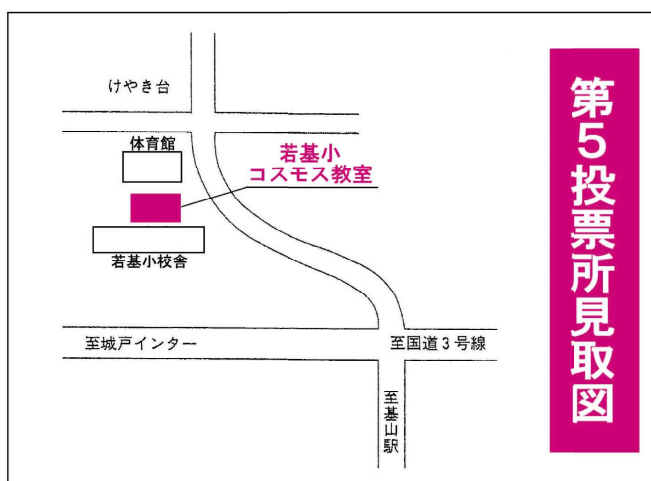
第8投票所見取図



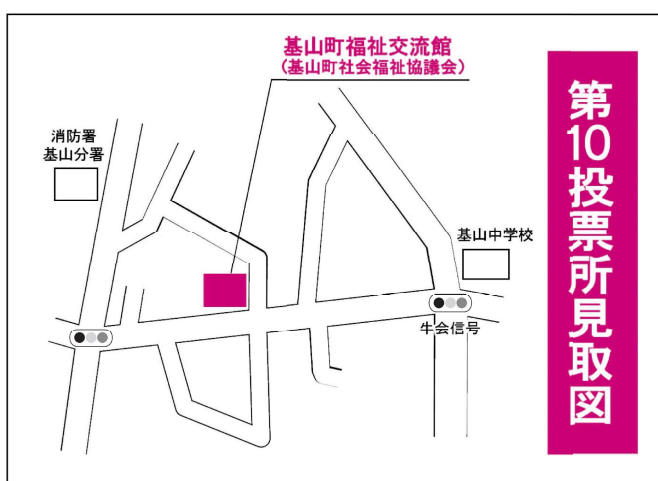
第4投票所見取図



第9投票所見取図



第5投票所見取図



第10投票所見取図



第6投票所見取図